医療介護関係団体代表者 殿

宮崎県福祉保健部長 (公印省略)

地域医療介護総合確保基金に係る令和4年度新規事業提案(介護従事者確保分)について(依頼)

本県の高齢者福祉行政につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域医療介護総合確保基金については、平成26年度から消費税引き上げ分を 財源として県において設置し、医療分野は平成26年度、介護分野については平成27 年度から県が策定する計画に基づき各種事業に取り組んでおり、今般、令和4年度の県 計画に新たに盛り込む事業について検討を行うところであります。

つきましては、現時点で事業について提案がある場合は、別添「地域医療介護総合確保基金に係る令和4年度事業(介護従事者確保分)提案募集実施要領」に基づく提案様式により、令和3年8月31日(火)までに電子データで担当宛てに御回答くださいますようお願いします。

なお、今回の提案募集は「介護従事者の確保に関する事業」のみを対象としておりま すので、御留意ください。

#### [参考資料]

- ・令和3年度地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)新規・拡充メニューポンチ
  絵
- ・令和3年度介護人材確保総合確保基金(介護従事者確保分)メニュー一覧
- 令和3年度地域医療介護総合確保基金事業一覧「宮崎県」

(文書取扱 長寿介護課)

(担当・お問い合わせ先) 介護人材・高齢化対策担当 堀之内 電話 0985-26-7059 FAX 0985-26-7344 E-mail choju@pref.miyazaki.lg.jp

### 地域医療介護総合確保基金に係る令和4年度事業(介護従事者確保分) 提案募集実施要領

#### 1 地域医療介護総合確保基金の概要

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すると、これからの高齢化社会に 必要な効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築が急務の課題 となっている。

このため、平成26年度から消費税引き上げ分の財源を活用した地域医療介護総合確保基金を県に設置し、県が策定する事業実施計画に基づき各種事業を実施することとしている。

この事業は、まず医療を対象として平成26年度から実施し、介護は平成27年度から実施している。

#### 2 提案募集の趣旨

宮崎県地域医療介護総合確保基金(以下「基金」)に係る令和4年度県計画の検討を行うため、関係団体等からの事業提案(アイデア)を募集するものです。

提案をいただいた事業は、地域の医療・介護関係者との協議等により令和4年度県計画として事業採択を検討します。提案が自動的に事業採択されたり、県費予算化されるものではありません。また、県費予算化された場合であっても、事業実施者につきましては、必ずしも提案された関係団体等に限るものではありません。

なお、今回の募集は、介護従事者の確保について提案を募集するもので、医療関係 については別途、所管課へお問い合わせください。

#### 3 対象事業の考え方

#### 介護従事者の確保に関する事業

#### 【考え方】

- ・地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実を図るための人材育成
- ・多様な人材の参入促進
- 介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善

等の観点から、地域の実情に応じた計画的な人材確保を図る。

#### 4 提案に当たっての留意事項

#### (1) 提案事業の規模等

国の令和4年度予算編成状況が不透明であることや県の財政査定を伴う制度であること等から、<u>事業の効率性等を十分に勘案し事業費を精査</u>するとともに、<u>複数の</u>事業を提案する場合は、優先順位についても検討してください。

#### (2) 複数年度に渡る事業提案

基金事業は原則単年度となります。<u>複数年度に渡る事業を提案しても構いません</u>が、単年度ごとに予算措置されます。

#### (3) 事業費(補助事業)にかかる事業主負担

補助事業については、原則、事業主負担を求めます。

#### (4) 令和 4 年度事業期間

新規事業については、県当初予算での対応となるため、県議会における当初予算成立後の事業着手となります。

※提案事業費の積算は通年分で構いません。

#### (5) 県としての事業案作成

提案いただいた内容については、<u>国の方針等を踏まえ、以下の視点で整理した上</u>で、県としての事業案を作成しますので御留意ください。

- ① 提案者や関係者からのヒアリングを実施した上で、以下に分類できるものについては、 原則として事業化の見送り若しくは県としての優先順位を低くします。
  - ・基金の対象事業になじまない。
  - ・他の補助金等で措置されている。
  - ・事業に実現性や具体性がない(実施できる事業主体がいない。事業効果が不明等)。
  - ・永続的な事業の運営費 等
- ② 県としての事業案作成に際しては、以下を検討します。
  - 介護保険事業支援計画等との整合性
  - 過去や既存の同種事業との整合性や公平性等
  - ・消費税財源の使途として県民に説明できる事業内容及び効果
  - ・事業主体間(公民)の公平性確保 等
- ※ 上記は県介護所管課としての事業案作成に係る考え方であり、事業化に際して は、医療・介護関係者との協議、厚生労働省のヒアリング、県財政当局の査定、 県議会における予算案審議を経て決定されます。

#### 5 提案方法

別添「提案様式」(別添 Excel ファイル)に、記載例を参考にして記入し、令和3年8月31日(火)までに電子メールで提出してください。

※複数事業を提案する場合には、それぞれの事業を別シート又は別ファイルで保存してく ださい。

※提案事業の参考となる資料があれば、形式は問いませんので添付して提出してください。

#### 【提出先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課

介護人材・高齢化対策担当 堀之内

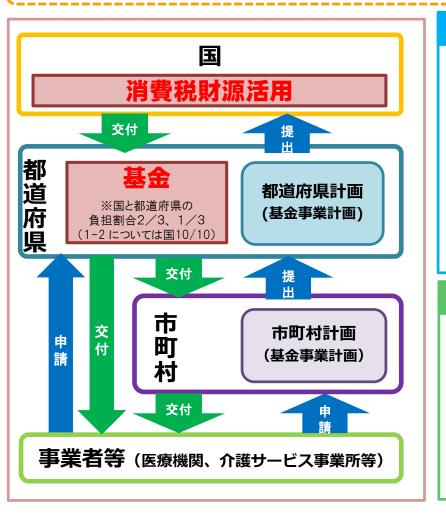
E-mail: choju@pref.miyazaki.lg.jp

TEL: 0985-26-7059

# 地域医療介護総合確保基金

令和3年度予算案:公費で2,003億円(医療分 1,179億円、介護分 824億円

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- 〇 このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県 に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



### 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 〇 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

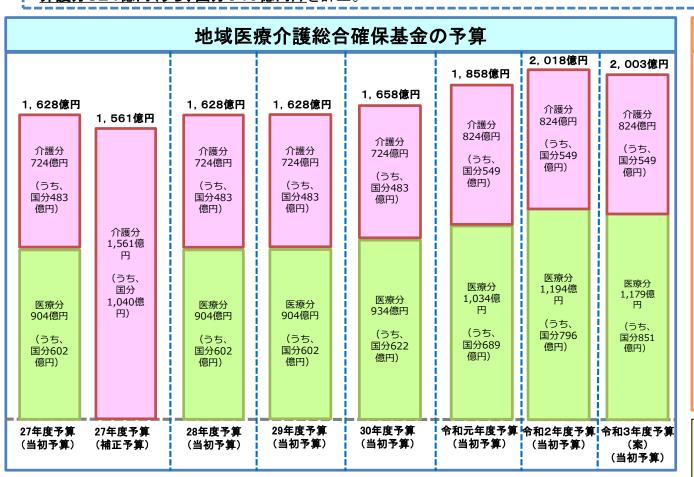
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 〇 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業 (次期通常国会に法案提出)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

## 地域医療介護総合確保基金の令和3年度予算(案)について

- 〇 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療 介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の令和3年度予算(案)は、公費ベースで2,003億円(医療分1,179億円(うち、国分851億円)、 介護分824億円(うち、国分549億円))を計上。



#### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1-1 地域医療構想の達成に向けた 医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 1-2 地域医療構想の達成に向けた 病床数又は病床の機能の変更に関 する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業 (地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の労働時間短縮に向けた体 制の整備に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1-1、2、4を、平成27年度は介護を対象として3、5が追加を、令和2年度より医療を対象として6が追加された。

さらに、令和3年度より医療を対象として1-2 が追加される(予定)。

## 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

令和3年度予算額:公費206億円(国費137億円)

## 参入促進

- 〇 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象 とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の 担い手の養成、支え合い活動継続のための 事務支援
- ○介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の 導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイントの 活用支援
- ○介護福祉士国家資格の取得を目指す外国 人留学生や1号特定技能外国人等の受入 環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、介護分野就職支援金貸付、多様な働き方の導入

## 資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
  - ・経験年数3~5年程度の中堅職員に対する 研修
  - ・喀痰吸引等研修
  - 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受 講
  - 介護支援専門員、介護相談員育成に対する 研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研 修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
  - 知識や技術を再確認するための研修の実施
  - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知 症ケアに携わる人材育成のための研修
- 〇 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
  - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人 材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成

### 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メン ター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
  - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解の ための説明会の開催
  - 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援(拡充)※拡充分は令和5年度まで
  - 介護事業所への業務改善支援
  - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・ 表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施 設内保育施設運営等の支援
- 〇 子育て支援のための代替職員のマッ チング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス流行下における サービス提供体制の確保(令和3年度まで)

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
  - 〇 離島、中山間地域等への人材確保支援



# )福祉系高校修学資金貸付事業の創設

## 【要求要旨】

## 令和3年度当初予算:地域医療介護総合確保基金における新規メニュー(国2/3:都道府県1/3)

介護福祉士の資格取得を目指す福祉系高校については、資格取得後の介護職としての定着率が非常に高く、こうした福祉系高 校への支援を行うことにより、更なる介護分野の人材確保・定着につなげるべく、若者の介護分野への参入促進、福祉系高校の 定員充足率の増加等を図るため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸 付事業」を新規事業として創設する。

## 【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉 系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着 を支援することを目的とする。※本事業は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事 業」と一体的に実施することを予定している。

#### 事業実施スキーム

## 福祉系高校入学者への修学資金貸付

- 〇貸付額(上限)
- ア 修学準備金(入学金を除く)3万円 (初回に限る)
- イ 介護実習費 3万円(年額)
- ウ 国家試験受験対策費用 4万円(年額)
- 工 就職準備金 20万円 (就職する場合及び最終回に限る)
- ※ 授業料は文部科学省施策の高等学校就学 支援金において対応
- ※ 入学金については、都道府県が普通科も 含め、独自に支援を行っているため対象外。
- ◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金 の運用フロー図」を参照。



3年間、介護分野の 仕事に継続して従事

> (国家試験合格後)介護福祉士 資格の登録を行い、介護分野 の仕事に従事

進学した場合 返済を猶予

3年間、介護分野の 仕事に継続して従事

介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就 職した場合は、返還金相当額を新たに貸付 を行い3年間従事することで全額免除(生活

困窮者就労支援事業費等補助金:介護福

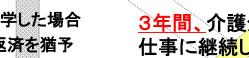
祉士修学資金等貸付事業)

【介護の仕事】

全額免除。

借り受けた修学

資金等の返済を





(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

借り受けた修学資金 を実施主体に返済。

介護職の定着を促進



貸付

福祉系高校の学生



## 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の創設

## 令和3年度当初予算: 既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸し付け原資で対応

## 【要求要旨】

地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」について、介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職 した場合に返還金が生じることから、新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返 還金相当額の貸付け、返還に充てることで継続的な支援を実施する。

## 【事業内容】

地域医療介護総合確保基金は使途が介護分野に限定されることから、「福祉系高校修学資金貸付事業」において修学資金を借り受けた学生が介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職し、返還金が生じた場合も、新たな返済免除付き貸付金「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額を貸付け、返還に充てることで継続的に若者の福祉分野への参入促進、地域の福祉人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

※ 本事業は、地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

### 事業実施スキーム

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10相当)

◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金の運用フロー図」を参照

## 福祉系高校修学資金の運用フロー図

## 地域医療介護総合確保基金における 福祉系高校修学資金の貸付

- ○貸付額(上限)
- ア 修学準備金(入学金を除く)3万円(初回に限る)
- 介護実習費 3万円(年額)
- 国家試験受験対策費用 4万円(年額)
- エ 就職準備金 20万円 (就職する場合及び最終回に限る)



進学した場合 返済を猶予

【介護の仕事】

補助の切替

卒業後の運用は

以下と同様

介護職の定着を促進

借り受けた修学資金 の返済を全額免除。

3年間、継続して従事

基金

地方公共团体



修学資金 の貸付

福祉系高校の学生



返還金充当資金の貸付

進路決定



介護分野



(国家試験合格後)介護福祉士 資格の登録を行い、介護分野 の介護職の仕事に従事

途中で他産業に転職、自己都合退職等)

補助金

介護職の定着を促進



【介護の仕事】

借り受けた返還充当資 金の返済を全額免除。

修学資金の返還

基金は使途が介護分野に限られるため、その他の分野に

就職すると返還金が生じる。そのため、補助金で返還金相

当額を貸し付け、返還に充てることで支援を継続させる。

3年間、継続して従事

介護福祉士修学資金等貸付事業(生活困窮者就労準備支援事業 費等補助金)における福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付 ○貸付額(上限):福祉系高校修学資金を借り受けた金額を上限

福祉分野



借り受けた修学資金 を実施主体に返済。

(国家試験合格後)介護福祉士資格 の登録を行い、介護以外の障害福祉 等福祉分野の介護職の仕事に従事



# 介護分野就職支援金貸付事業の創設

## 【要求要旨】

## 令和3年度当初予算:地域医療介護総合確保基金における新規メニュー(国2/3:都道府県1/3)

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を新規事業として創設する。

## 【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、新たに返済免除付き貸付事業「介護分野 就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の<u>介護分野における</u>介護職への参入促進を支援することにより、迅速 に新たな人材を確保し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

### 〇介護分野就職支援金の創設:20万円

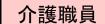


他業種等で働いていた者等(※1)であって 一定の研修等(※2)を修了した者

(※1)介護未経験者、無資格者、無職等(※2)公的職業訓練機関における介護

電子の観光訓練機関にのり 職員初任者研修等

計画









一定の研修等修了後...

ジョブチェンジ (新規参入)



借り受けた介護分野就職支援金の返済を全額免除。

2年間、介護分野における介護職員として

継続して従事

介護職の定着を促進

(途中で他産業に転職 自己都合退職等)

借り受けた介護分野就職 支援金を実施主体に返済。

#### 〇新規:介護分野就職支援金(1回を限度)(貸付額(上限)20万円)

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- 介護に係る軽微な情報収集や学び直し代(講習会、書籍等)
- ・被服費等(ヘルパーの道具を入れる鞄、靴など)
- 転居を伴う場合の費用(敷金礼金、転居費など)
- ・通勤用の自転車・バイクの購入費など





## 新) 障害福祉分野就職支援金貸付事業の創設

## 【要求要旨】

## 令和3年度当初予算: 既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資で対応

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応 等によって、障害福祉施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、より幅広く新たな介護人材を確保 する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職としての参入を促進するため、返済免除付きの新たな貸 付事業「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を創設する。※介護分野は地域医療介護総合確保基金における新規事業で実施。

## 【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護人材不足が一層懸念されることから、返済免除付きの新たな貸付事業「障害福 祉分野就職支援金貸付事業」を創設し、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における介護職への参入促進を支援すること により、迅速に新たな人材を確保し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

定額補助(国9/10相当) 【補助率】

〇障害福祉分野就職支援金の創設:20万円

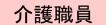


他業種等で働いていた者等(※1)であって 一定の研修等(※2)を修了した者

求職者等

(※1)介護未経験者、無資格者、無職等

(※2)公的職業訓練機関における介護 職員初任者研修等



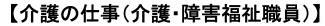








ジョブチェンジ (新規参入)



借り受けた障害福祉分野就職 支援金の返済を全額免除。



(途中で他産業に転職

借り受けた障害福祉分野就 職支援金を実施主体に返済。

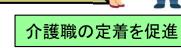
自己都合退職等)

### ○新規:障害福祉分野就職支援金(1回を限度)(貸付額(上限)20万円)

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直し代(講習会、書籍等)
- ・被服費等(ヘルパーの道具を入れる鞄、靴など)
- 転居を伴う場合の費用(敷金礼金、転居費など)
- ・通勤用の自転車・バイクの購入費など





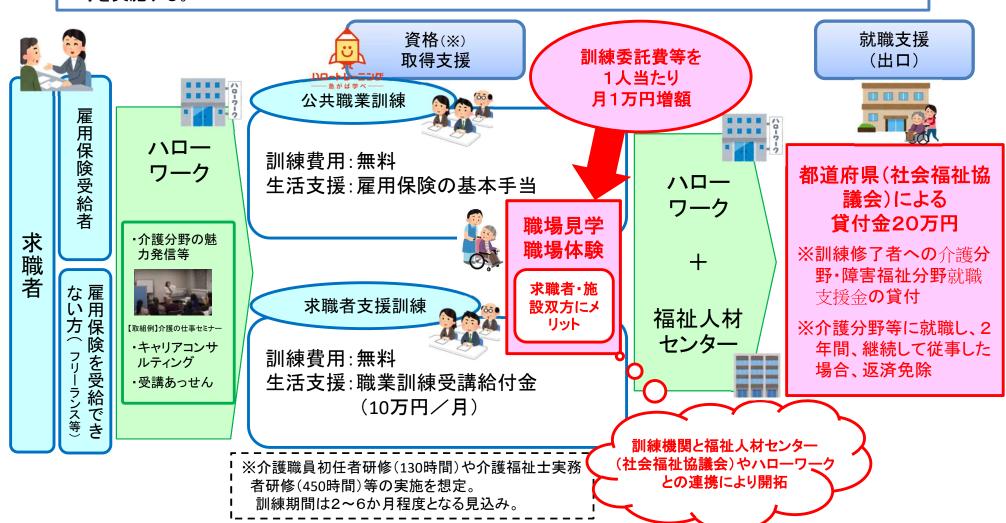




## 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。





# 介護現場における多様な働き方導入モデル事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行う。
- 実施にあたっては、過去2ヶ年度にわたり実施してきた取組を活かしつつ、「多様な年齢層・属性(中高年、主婦、学生等)」をター ゲットとした「多様な働き方(朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休3日制等)」による効率的な事業運営 の実践を行い、その成果を全国に展開する。

#### 事業の沿革

#### 国庫補助事業

OR元年度 介護職機能分化事業 介護助手等導入にあたっての介 護業務の機能分化をモデル実施



OR2年度 介護職チームケア実践力向上推進事業 業務の分類や機能分化を行ったうえで、各機能を チーム員で分担し、チームを単位とするチームケア の実践をモデル実施



#### 基金事業

OR3年度 介護現場における多様な働き方導入モデル事業 介護現場において多様な働き方の導入による効率的・効果的な事 業運営をモデル実施。(当該に必要なかかり増し経費に対する支援)

## 【事業イメージ】

玉

交付金の交付



国への報告

事業の企画

報告を踏まえ

## 都道府県等

\_\_ `-

事業の報告



### 【取組例】雇用から育成・定着までを一体的に実施

ステップ1 求人活動改善

ステップ2 機能分化推進

キャリアや専門性、働き方に応じた機能分化による業務改善の実施

ステップ3 人材育成・能力開発

チームメンバーの個々の役割に応じたOJT、OffJTの積極的・効果的な運用

ステップ4 リーダーシップ強化

介護福祉士等専門性の高い人材がリーダーシップを発揮するためのチームマネジメントの構築

ステップ5 働き方改革

介護従事者の多様な働き方の推進(副業・兼業)、定着 をはかるための環境整備

## 事業成果の展開

- 取組を実施する自治体ごとに 以下の視点から<u>効果測定、検証</u>を 実施。
- ▶ 取組の内容、ねらい
- 地域の特性等、事業実施の背景
- ▶ 都道府県等による所見等



一連の実践を踏まえた 効果・更なる改善点の検討



国において、事業による成果を評価・整理し、全国に わかりやすく周知

### 【実施主体】 都道府県、都道府県が認めた団体

# 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 <地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)> 令和3年度予算額:137億円の内数

※令和3年度までの実施

## 1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
- ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・ 安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

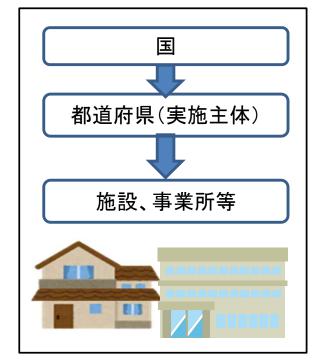
### 【助成対象事業所】

- ①新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 ※休業要請を受けた事業所を含む
- ②新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- ③感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

### 【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

- ①緊急時の介護人材確保に係る費用
- ・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用
- ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用
- ・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等
- ③連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用
- ・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用



### 2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

#### 【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

## 地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)メニュー一覧(令和3年度)

目	中項目		小項目	事業内容(管理運営要領より)	事業例	開始 年度	宮崎県での 実施事業(R3)	
		1	介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等)	都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業(経済団体)、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるブラットフォーム(協議会等)を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。	□ ○介護従事者の確保・定着へ向けた普及啓発・情報提供・人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案。 □ ○行政や職能団体や事業者団体の連携・協働の醸成の場の提供。	H27~	介護人材確保連携協会事 業	
	基盤整備	2		なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。 市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を 図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。	〇行政や職能団体や事業者団体の連携・協働の醸成の場の提供。	R2~		
	-	3	人材育成等に取り組む事業所の 認証評価制度実施事業	介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。	<ul><li>○市区町村における介護人材の過不足の状況や今後の見通しに関する情報の収集、調査等。</li><li>都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営に要する経費(事業の運営(評価基準の設計、実際の評価事務)・事業の周知)を支援。</li></ul>			
		4	地域住民や学校の生徒に対する 介護や介護の仕事の理解促進事 業	「介護の3つの魅力(「楽しさ」、「広さ」、「深さ」)」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。	○地域の介護事業者団体の業種横断連合(コンソーシアム)が行う、地域住民に対する新たな「介護ブランド」の情報発信 ○介護事業者や介護養成施設による、小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントロダクション的な研修 ○介護事業所の職員が介護技術を発表し、競うコンテストの開催 ○介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント ○家族介護者の会の主催による介護に係る情報交換や介護体験イベント ○介護福祉士養成施設や福祉系高校のプレゼンス向上の観点も含め、地域住民への介護に係る基礎的な研修を実施し、もって地域住民の地域包括ケアへの参画を推進 ○学生が作成するフリーペーパー、主婦層が作成するミニコミ紙等の周知・広報 ○地域の商店街等が主催する若者、介護職員、高齢者との交流活動 ○地域住民への権利擁護人材(市民後見人等)の必要性や役割に関する説明会等を実施し、その理解を深め、もって権利擁護人材の裾野の拡大を図る	H27~	・「みやざき・ひなたの 介護」情報発信事業 ・福祉の仕事キャリア教 育連携事業 ・福祉への介護の魅力発 信事業	
	介護人材の「すそ 野」拡大	5	若者・女性・高年齢者など多様 な世代を対象とした介護の職場 体験事業	将来の担い手たる若者(小中学生・高校生・大学生・就活中の者等)や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。	  ○介護事業所に小中学生、高校生、大学生を招いて行う職場体験事業(事業所の準備経費)。	H27~	元気に活躍する明るい長 寿社会づくり支援事業	
				イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。なお、本事業は、一定程度 専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難な ものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。		H27~		
			6		地域の支え合い・助け合い活動 に係る担い手確保事業	ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務 お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経 費に対して助成する。	○互助団体の活動継続に必要な各種書類作成 ・会計処理、事業報告書、補助金申請書、広報誌等の作成をサポート ○互助団体の事務の効率化、事務負担の軽減につながる助言等 ・誰でも対応ができる簡易な事務マニュアルの作成支援、事務負担軽減につながる機器(パソコン等)の活用方法の指導 等 ○互助団体と「お助け隊メンバー」のマッチング ・「事務お助け隊」の募集、連絡・管理 ・団体の困りごとに対応できる「事務お助け隊」のメンバーを選定 など ○その他、互助団体の活動継続・活性化に必要な支援	R2~
			ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業 若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周 辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。	〇実施主体: 都道府県(市町村への補助を想定) 〇ポイント付与の対象: 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。 〇対象事業: ①都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講 ②高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)などのボラ				
		7	介護福祉士養成課程に係る介護 実習支援事業	介護実習受入施設・ 事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。	プライン 日	H27~		
	∖促進のための 研修支援	8	介護未経験者に対する研修支援 事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成 (他制度において支援を受けている者は除く。)する。		H27~	未来へはばたけ!福祉系 高校生応援事業	
	隻人材の「すそ‐	9	バー人材センター等の連携強化	社会活動(ボランティア) を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。	〇ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等の連携する協議会等の設置。 〇中高年齢者を労働者として受け入れる際の介護事業者に求められる環境整備(業務フローのカイゼン、人事労務管理制度の再考など)の支援 〇介護職として従事する際に必要となる基礎的な知識・技術を学ぶための入門的な研修や職場体験の実施 〇ハローワーク、人材センター等と連携した中高年齢者と事業所のマッチング。		~	
	野」拡大	10	介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した 職場体験の実施に係る経費に対し助成する。	事業実施団体が教育委員会等との連携して、学校がインターンシップに係る事前指導・指導の働きかけを 行うとともに、受入先の介護事業所へ費用(事業所までの交通費、クリーニング代や保険料等)の助成を実 施する。	H29~		
		11	介護分野での就労未経験者の就 労・定着促進事業	訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。	〇介護業務への就労を希望する無資格の者を対象として、資格取得を支援。 〇働きながら、初任段階の介護職員が介護職員初任者研修等を受講する費用等を助成。	H27補正	~	

大項目	中項目	小項目	事業内容(管理運営要領より)	事業例	開始 年度	宮崎県での 実施事業(R3)
			イ 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業 若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者(キャリア支援専門員)を配置し、・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導・ 求職者のニーズ把握による多様な条件(賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等)の提示・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付を行うための経費に対し助成する。 また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からの I・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。		H27~	・福祉人材UIJターン強 化事業 ・福祉人材確保重点事業
参入促進	地域のマッチング 機能強化	12 多様な人材層(若者·女性·高齢者)の参入促進事業	ロ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業 多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、「多様な人材層(若者・女性・高 齢者)」をターゲットとした「多様な働き方(朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選 択的週休三日制等)」による効率的な事業運営の実践を行い、その成果を全国に展開する。		R3~	
			イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。	地域の企業等の退職セミナー等で参加の呼びかけを行い、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修修了者に対して介護施設・事業者とのマッチング支援を実施。	H30~	介護に関する入門的研修 事業
		介護に関する入門的研修、生活	ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入 門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実 施する経費に対して助成する。	介護分野への参画のきっかけとなるセミナーを企業の退職前セミナーや地域の高齢者等向け絵イベント等と併せて実施し、セミナー受講者に対して介護施設・事業者とのマッチング支援を実施。	R2~	
		13 援助従事者研修の受講等支援事 業	ハ 介護の周辺業務等の体験支援 介護に関する入門的研修の受講者(以下「介護入門者」という。)等に対する、身体介護以外の支援 (掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。)等に関する体験的職場研修(体験前の説明会や OJT研修を含む。)、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の 実施のための経費に対して助成する。	体験的職場研修にかかる経費や、業務の切り分け、アクティブシニア等向けの指導等を行うアドバイザー の派遣経費に対する助成	H31∼	
			<ul><li>生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援 等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。</li></ul>	地域の企業等の退職セミナー等で参加の呼びかけを行い、介護職員初任者研修や生活援助従事者研修を実施し、研修修了者に対して介護施設・事業者とのマッチング支援を実施。	H30~	

中項目		小項目	事業内容(管理運営要領より)	事業例	開始 年度	宮崎県での 実施事業(R3)
	14	将来の介護サービスを支える若 年世代の参入促進事業	介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。	〇留学生に対する日本語学習等の充実 カリキュラム外の時間において、留学生への日本語学習支援(介護現場で使用する専門用語)や地域との 交流を通じた日本文化の学習、介護の専門知識等を強化するための指導を実施。	H30~	
介護人材の「する			イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学 金の支給等に係る経費の一部について助成する。	・日本語学校の学費、居住費などの生活費	H30~	介護福祉士をめざす外 人留学生の受入支援事
野」拡大	15	外国人留学生及び特定技能 1 号 外国人の受入環境整備事業	進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うためへの留学や日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチング	・留学希望者や特定技能就労希望者等に、介護施設等や介護福祉士養成施設の情報を提供するために必要な経費(合同説明会の開催経費や日本の介護に関するPR動画の作成経費等) ※従前より「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」において、留学生向けのPRとして海外での説明会の開催などを補助により実施していた場合は、引き続き、本事業において対象として差し支えない。	H30~	
				・マッチング支援を推進することを目的として設置する協議体の運営に必要な経費 ・その他マッチング支援に必要な経費 〇本貸付事業の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりである。		
			イ 福祉系高校修学資金貸付事業 若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に対して修学や就職の準備に必要な経費に ついて、返済免除付きの支援金の貸付を行うために必要な経費について助成する。	1 貸付対象者は福祉系高校に在学する者とする。 2 貸付対象者は福祉系高校に在学する者とする。 3 修学資金の貸付上限額は次の(1)から(4)の合算額以内とする。 (1)修学準備金 30,000円以内(入学時の貸付けに限る) (2)介護実習費 30,000円以内(一年度当たり) (3)国家試験受験対策費用 40,000円以内(一年度当たり) (4)就職準備金 200,000円以内(卒業時の貸付けに限る) 〇貸し付けした修学資金は、介護福祉士の資格取得後、3年間介護等の業務に従事したときは、返還が全額免除される。	R3~	介護福祉士等養成・研 特別対策事業(福祉系 校)
	16	介護分野への就職に向けた支援 金貸付事業	ロ 介護分野就職支援金貸付事業 他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として 就職する際に、返済免除付きの支援金の貸付を行うために必要な経費について助成する。	貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりである。 1 貸付対象者は、次の(1)及び(3)の基準を下回らない範囲で、都道府県知事が定める基準の全てを満たす者とする。 (1)介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者 (2)居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設、訪問事業若しくは通所事業を実施する事業所に、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者として就労した者若しくは就労を予定している者 (3)介護分野就職支援金利用計画書を提出した者 2 貸付額は、介護職員等として就職する際に必要となる経費とする(最大200,000円) 〇貸し付けした支援金は、2年間介護職員等として業務に従事したときは、返還が全額免除される。	H30~ の H30~	介護福祉士等養成・研 特別対策事業 (他分野 らの参入)
			イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア ・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。 さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援(人事考課や賃金制度を含めた職員面談等)を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。		H27~	・喀痰吸引等指導者養事業 ・自立支援型ケアマネメント推援事業 ・介護支援・介護支援専門員ケアネジント向走支援事・介護支援専門員スキ
	17	多様な人材層に対する介護人材 キャリアアップ研修支援事業	□ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業 介護職員の資質向上と介護事業所における OJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッ サー講習を受講するための経費に対し助成する。	介護事業所が所属するアセッサー講習対象職員をアセッサー講習に受講させるために負担する講習料に対し、支援を実施する。	H27~	
キャリアアップ研 修の支援	F		ハ 介護支援専門員資質向上事業 介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象と した法定研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。	・介護支援専門員再研修 ・介護支援専門員更新研修 ・主任介護支援専門員研修 ・主任介護支援専門員更新研修 ・主任介護支援専門員更新研修 ② 地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して、小規模事業所の初任段階の介護支援専門員に対して、実地で指導・支援を行う研修の実施。 ③ ケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行することで、指導・点検を受ける介護支援専門員の資質向		
	18	   喀痰吸引等研修の実施体制強化   事業	   医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、   新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。	上と、指導・点検を行う主任介護支援専門員の指導力向上を支援。 登録研修機関を新たに開設する場合に登録研修期間の要件を満たすために必要となる器具等の購入や指導 者養成研修等にかかる経費の助成する。	H27補正	~
	19	7 714	研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。(本項における他の事業で助成される経費を除く。)		H27~	
研修代替要員の確 保支援	20	各種研修に係る代替要員の確保 対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	対象となる研修(実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修等) ※介護事業所は研修修了後の職員の処遇や育成方針等を研修受講者に明示する等の条件を付すほか、代替職員の介護サービス事業への継続的参入を図るため、紹介予定派遣の活用や試用期間としての雇用を推奨することを検討。	R1∼	
潜在有資格者の再	21	潜在介護福祉士の再就業促進事 業	潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階 における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。	○潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するため  の研修の実施。  ○潜在介護福祉士の、介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等を目的とした職場体験の実		離職介護福祉士等届出業

大項目	中項目		小項目	事業内容(管理運営要領より)	事業例	開始 年度	宮崎県での 実施事業(R3)
	<del>加未</del> 此进	22 離職した介護人材の二一ズ把握 のための実態調査事業		離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。	離職した介護職員を対象に、離職理由などの実態把握のための調査を実施。	H27補正~	
資質		23	認知症ケアに携わる人材の育成 のための研修事業等	イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢 者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。	(1) 介護サービス事業所の管理者等に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施 (2) かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を習得し、かかりつけ医への助言その他の 支援を行う認知症サポート医を養成するなどの研修を実施 (3) 認知症初期集中支援チーム員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施	H27~	・認知症介護研修事業 ・認知症地域支援体制整 備事業
向上		20		ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業 チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。	<ul><li>(4)認知症地域支援推進員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施</li><li>(5) BPSDの背景要因を踏まえたケアに関する研修</li><li>(6) チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための研修を実施</li><li>等</li></ul>		
		24	地域包括ケアシステム構築・推 進に資する人材育成 ・ 資質向 上事業	地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材(生活支援コーディネーター)育成等のほか及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等)の資質向上を支援するための経費に対し助成する。	(1) 地域包括支援センター機能強化推進事業 ①市町村へ広域支援員・専門職を派遣しPDCAの指導等を実施 ②地域包括支援センターの機能強化を図るための研修実施 ③市町村において機能強化の試行事業を実施し、成功事例を県内で共有 (2) 生活支援コーディネーター養成研修事業 〇研修を開催 (例) 【1日目】講義(介護保険制度等、生活支援サービスについて、コーディネーターの役割)、演習・グループワーク 【2日目】講義(生活支援ニーズの把握、地域課題の把握・資源開発)、演習・グループワーク 【2日目】講義(生活支援ニーズの把握、地域課題の把握・資源開発)、演習・グループワーク (3) 医療・介護連携を推進するための人材の資質向上研修 ①地域の診療所、薬局、看護小規模多機能型居宅介護事業所や訪問看護、通所・訪問リハビリテーション事業所等の専門職等を対象に資質向上のための研修を実施 ②地域の医療従事者等を対象に有識者を派遣し、資質向上のための支援を実施	H27~	地域包括ケアシステム体 制強化支援事業
	也域包括ケア構築 )ための広域的人 材養成	25	25 権利擁護人材育成事業	確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。	以下の取組を総合的に行うことを通じて、権利擁護人材の資質向上を図る。 (1)権利擁護人材の養成研修 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年 後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等を実施する。 (2)権利擁護人材の資質向上のための支援体制 養成研修修了者が市資後見人として活動するためには、同研修を修了するだけでなく、家庭裁判所から後 見人として選任されるための資質の担保が必要となる。このため、単に養成研修を実施するだけでなく、家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等の専門職との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップなどを通じた事案解決能力の向上を図る。	₹ H27~	成年後見制度利用促進事 業
				ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業 都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経 費に対して助成する。	〇都道府県(市町村も可)が実施する介護サービス相談員に関する研修(※)に要した会場使用料等に対して助成 〇ボランティアの養成に取り組む公益団体が実施する介護サービス相談員に関する研修(※)を、介護サービス相談員として活動するのに相応しい人格と熱意を有していると認める者に受講させるために、都道府県(市町村も可)が要した旅費・受講料等に対して助成(※)介護サービス相談員に関する研修 ①新任研修(新規受講)②更新研修(登録後毎年受講)③主任研修(一定期間活動後、指導的立場の者)	<u> </u>	
		26	介護予防の推進に資する専門職 種の指導者育成事業	都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。	都道府県単位のリハビリテーション関連団体が、専門職種に対して研修等を実施	H27~	
		27	介護施設等における防災リー ダー養成等支援事業	介護施設等における防災リーダー(介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない)の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。	事業イメージ    都道府県 (公益団体等への委託も可能)   設置   京美女   京	R2補正~	

大項目	中項目		小項目	事業内容(管理運営要領より)	事業例	開始 年度	宮崎県での 実施事業(R3)
労働環境・処遇の改善				イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士 や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。	【相談窓口の設置】  ○相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。 ・ 専門の相談員による窓口での相談 (来所) ・ 電話による相談 ・ メール・SNSによる24時間相談受付 ・ 施設・事業所に対する出張相談 ・ 弁護士や社会保険労務士の専門家による相談 (外部委託等) ※相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。 ※相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。 【相談窓口の普及】 ○相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知○相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示	R2~	
	長期定着 支援	28	介護職員長期定着支援事業	ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 介護事業所における利用者等からのハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。		R2~	
				ハ 若手介護職員交流推進事業 若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネット ワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の 離職を防止するための経費に対して助成する。	【入職時のネットワーク構築】 ・施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催(グループワーク等も実施) ・経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催 ・所属する事業所外の施設見学や職場体験 【入職3年程度の若子介護職員のネットワーク構築】 ・入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催(グループワーク等も実施) ・ 入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催(グループワーク等も実施) ・ 若手介護職員による介護技術コンテストの開催 ・ 若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力をPR ※ 基金における「介護の仕事の理解促進事業」と組み合わせて実施することが考えられる。	R2~	新人介護職員定着支援事 業 (新人介護職員研修)
	人材育成力の強化	29	新人介護職員に対するエルダー、メン ター制度等導入支援事業	介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進に よる介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。	新人職員に対する定着支援のためのエルダー、メンター制度などを整備しようという意欲のある事業者に対し、ロールモデルの提供や効果を教え、制度構築につなげるための研修を実施。	H27~	・0JTスキル研修 ・新人介護職員定着支援 事業(新人育成担当者研 修)
				イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ・介護事業者の各種制度(労働法規(賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等)の理解促進 ・女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ・ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及 など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。	○管理者・介護職員に対する労働関係法規、休暇・休職制度や各種助成制度の理解による雇用管理改善の取組み促進のための合同説明会の実施(各種制度の理解・活用による環境改善)。 ○女性が働きやすい職場づくりのための相談やコンサルティング経費の支援(育児休業制度・短時間勤務制度の構築、復職時研修の実施、法人全体の管理職登用等の計画・実績を徴求することを検討)。 ○利用者情報のケアの内容や申し送り事項を随時システム登録し訪問介護員間で共有する(定期巡回サービスや複合型サービスにおいても、訪問先でタブレット端末によりリアルタイムの情報共有が可能)ことによる事務負担軽減事例や、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報を管理し、シフト管理を行う訪問介護員の事務負担軽減や利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービスを提供している事例等、ICTを活用したベストプラクティス普及のための合同説明会の実施。 ○キャリア支援専門員が介護事業所へ個別訪問し、管理者に対する労働関係法令の理解促進や人事マネジメントの構築のための相談・指導を実施	H27~	・介護ロボット体験・普及促進事業 ・労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業 (セミナー)・外国人介護人材確保対策事業(セミナー)
				ロ 介護ロボット導入支援事業 現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業 務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロ ボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能 となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。	介護保険法に基づく全介護事業所に対して、以下の補助を行う。 (1) 介護ロボット機器 【補助額】移乗支援(装着型・非装着型)・入浴支援 上限100万円 上記以外 上限30万円 【補助限度台数】必要台数 (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 【補助額】1事業所あたり上限750万円 【対象経費】Wi-Fi工事、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 【補助率/(1)(2)共通】一定の要件を満たす事業所は3/4を下限に都道府県の裁量により設定。それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定。それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定。	H27~	・労働環境改善に向けた 介護ロボット導入支援事 業(補助事業)
	勤務環境改善支援	30	管理者等に対する雇用管理改善 方策普及・促進事業	ハ ICT導入支援事業 介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一 気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成 する。	〇記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフト及び当該ソフトを使用するための端末(タブレット)を導入する。 〇既に導入されている請求業務の介護ソフトに加え、記録業務及び情報共有業務のソフトを導入し、一気通貫で行える(転記等の業務が発生しなくなる)ようにする。 等		介護事業所におけるICT 導入支援事業

項目	中項目		小項目	事業内容(管理運営要領より)	事業例	開始 年度	宮崎県での 実施事業(R3)
				二 介護事業所に対する業務改善支援事業 ①第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成 厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以 下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験 を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。 ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること ②都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成 都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対し て助成する。	対象事業所において、職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する業務改善支援事業者から、 ①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を受ける。 なお、少なくとも上記①~③を踏まえた実地による個別支援を3回以上は実施。(電話や電子メール等に よる支援は随時実施)	R1~	
				ホ 介護事業所における両立支援等環境整備事業 介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい 職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助 成する。	○両立支援等の実施状況に係る実態調査 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査 査 ○各種研修 都道府県等が行う両立支援等に係る研修 ○両立支援等に向けた普及啓発 介護事業所の取組促進に向けたリーフレット作成等 ○両立支援等の職場環境構築に向けた助言等 (例) 厚生労働省が推進する以下のマークの取得促進や有効活用に向けた助言等 ・トモニン、くるみん、えるぼし、ユースエール ○両立支援等環境整備の為に行う事業で都道府県が認めるもの ○有識者等により評価の方法等について検討し、他の事業所の参考となる雇用管理改善の取組を行っている	R2~	
-		31	雇用管理体制の改善に取り組む 事業者表彰事業	介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護 事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。	<ul><li>介護事業所を表彰する。</li><li>○認証・評価制度を活用した(事業スキーム等について検討中の都道府県においては、制度設計を視野に入れた)優良な雇用管理改善の取組のコンテスト・表彰の実施。</li></ul>	H27補正	_
	子育て支援	32	介護従事者の子育て支援のため の施設内保育施設運営支援事業	介護施設・事業所における保育施設等の運営(複数の介護事業者による共同実施も含む)のための経費に対し助成する。 ※ 雇用保険法施行規則第116 条の規定に基づく両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業助成金)の支給を受けた介護施設・事業所は対象外	介護施設内保育施設の運営費(人件費、備品等)に対して助成する。	H27~	
		33	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援 (ベビーシッター派遣等) 事業	介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育 児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。	未就学児童等を持つ子育て中の介護職員を対象として、ベビーシッターの利用割引券を配付する場合の費用の助成を行う。	H29~	
		34	子育て支援のための代替職員の マッチング事業	介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替 要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を 設置・運営するための経費に対し助成する。	地域に介護分野で短期間・短時間で勤務することが可能な人材のステーション(民間の人材派遣会社、福祉人材センター等へ委託)をつくり、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズ(育児休暇・短時間勤務制度等の活用、夜勤への配慮、朝夕の勤務時間変更等)に応じてマッチングを行う。	1107 <del>+*</del> —	~
	外国人介護人材受 入れ環境整備	35	外国人介護人材受入れ施設等環 境整備事業	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護介護施設等においてが、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、及び介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うを支援することにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。	(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費 ・外国人介護職員の日本語学習の支援(日本語講師による教育等)に必要な経費 ・外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費 ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費 (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師によるとは、要は、要は、		外国人介護人材確保対 <sup>9</sup> 事業(補助事業)
	緊急時介護人材等 支援	36	新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した介護サービス事業所・施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。また、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費に対して助成する。なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に定めるものとする。	【助成対象事業所】 ・新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 ・感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】 【対象経費】 通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成 ・緊急時の介護人材確保に係る費用 ・職場環境の復旧・環境整備に係る費用 ・連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 2. 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業 【対象経費】	R3	介護サービス継続支援 <sup>裏</sup> 業
	離島・中山間地域 等介護人材確保	37	離島・中山間地域等における介 護人材確保支援事業	人口減少や高齢化が 急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進(赴任旅費、引越等に係る費用の助成)、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。	<ul> <li>都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用</li> <li>①離島等の外からの就職を支援するため、引越等に係る費用等を助成</li> <li>○地域外から介護事所・施設に就職するために必要な費用         <ul> <li>(赴任旅費、引越・転入費用、短期間の体験就労等)</li> <li>○地域外での採用活動(就職説明会等)</li> <li>○先進自治体等からのアドバイザー招へい等</li> </ul> </li> <li>②離島等の地域外からの講師招へいや地域外での研修受講を支援         <ul> <li>(研修受講の障壁となっている旅費、宿泊費等)</li> </ul> </li> <li>③離島等において、公共交通機関だけでは移動が困難な場合については、高齢者の移動を支援する担い手の確保を支援         <ul> <li>○高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ、移動支援の担い手養成研修、運転に係る講習受講、福祉有償運送の実施に係る手続きの助言等</li> </ul> </li> </ul>		

## 令和3年度 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業

【宮崎県】

		事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	R3 事業費 (千円)	うち基金
1	改	介護人材確保連携強化 事業	より実効性のある介護人材確保対策を講じるため、 関係団体等と施策の検討や意見交換を実施するとと もに、各種施策、事業等の情報発信や普及啓発を効 果的に行うポータルサイトを作成することで、介護人 材の確保を図る。	県	①協議会開催 1回 ②作業部会開催 3回	2,195	2,195
2	継	「みやざき・ひなたの介 護」情報発信事業	介護に対するマイナスイメージ払拭のため、「介護の魅力」を発信する情報番組を制作・放送するとともに、ホームページ等での配信やDVDの小中学校等への配布などによる2次利用を図る。また、パンフレット及びポスターの作成、配布のほか、啓発イベントや主に山間へき地部の小中学生を対象とした職場体験会を実施する。	県(民間に委 託)	①テレビでの放送回数 15回 DVD 550枚作成・配布 ②パンフレット等 20,000部作成、配布 ③啓発イベント参加者数 5,000人 ④職場体験参加者数 120人	19,702	19,702
3	継	未来へはばたけ!福祉 系高校生応援事業	介護福祉士を養成する福祉系高校の定員充足率が低い要因として、他の高校と比べて実習費・教材費・被服費等が多額であることが挙げられていることから、これらの費用を助成し学びやすい環境を整えることにより、未来を担う介護人材の育成・確保を図る。	県	次年度の福祉系高校入学者数 9%アップ	14,820	14,820
4	改	みやざきの福祉を支え る、ひなたの人材確保 推進事業(福祉の仕事 キャリア教育連携事業)	福祉関係者と連携し、小学生から高校生まで各世代に応じた出前講座を実施し、福祉の仕事に対する理解促進を図るとともに、高校生以上の学生を対象にした福祉分野選択のための事業所見学会を開催する。	県(県社協に委 託)	「福祉の仕事」出前講座実施回数:60回、受講生徒数:3,500名 福祉事業所見学会実施回数:3回、参加者数:60名	6,450	6,450
5	改	みやざきの福祉を支え る、ひなたの人材確保 推進事業(福祉人材UIJ ターン強化事業)	各福祉事業所を紹介した冊子を作成し、本県への移住・UIJターン希望者に対し、県外の移住相談支援センターや就職支援コーディネーター等を通して配付する。	県(一部民間に 委託)	県外の移住相談会等での福祉の仕事相談 件数 30件	2,651	2,651
6	継	介護に関する入門的研 修事業	介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる 上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる 「入門的研修」を実施し、介護分野への参入のきっか けを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を 払拭することにより、多様な人材の参入を促進する。	県(介護福祉士 養成施設に委 託)	講座の参加者 210名(30名×7校)	4,227	4,227
7	継	元気に活躍する明るい 長寿社会づくり支援事 業(介護の担い手体験 事業)	元気な高齢者に介護の担い手として活躍してもらうため、介護施設における就労体験を実施し、就労意欲のある高齢者に福祉人材センター等に登録してもらい、その後の就労の有無を追跡する。	県社会福祉協 議会	就労体験参加者数 40名	419	419
8	継	介護福祉士をめざす外 国人留学生の受入支援 事業	介護福祉士養成施設が外国人留学生を確保するために行うPR活動や介護施設等が外国人留学生に対して支援する奨学金等に係る費用の一部を助成する。	県	対象留学生補助人数 30人	20,160	20,160
9	継	福祉人材センター運営事業(福祉人材確保重点事業)	求職者等を対象に、県内求人事業所とのマッチングの促進を図るため、就職面接・相談会や就職説明会を開催するとともに、無料職業紹介の土曜日開所を実施する。	県(県社協に委 託)	①福祉の仕事就職促進イベント 参加者 150名、参加事業所 70事業所 ②福祉の仕事就職面接会 参加者 80名、参加事業所 30事業所 ③無料職業紹介事業開設日拡充 土曜日来所者数 20名	3,788	3,788
10	継	福祉人材センター運営 事業(離職介護福祉士 等届出事業)	離職した介護福祉士等の情報を把握し、求人や研修 の情報提供など効果的な復職支援を行い、介護福祉 士等の再就業を促進する。	県(県社協に委 託)	届出登録者数 150名	1,981	1,981
11	改	介護職員スキルアップ 支援事業	本県における介護職員の質的向上を図るため、技術の向上及び知識の再習得のため機会や、医療的ケア等現場で求められる技術を習得するための各種研修を実施する。		①出前講座 40回 ②出前講座以外の各研修の参加率 80%	7,722	7,722
12	改	喀痰吸引等指導者養成 事業	医療的ケアを必要とする介護需要に対応するため、 喀痰吸引等に係る実地研修の指導者を養成するため の講習を実施する。	県(民間機関に 委託)	①指導者講習受講者 60名	1,277	1,017

## 令和3年度 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業

【宮崎県】

		事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	R3 事業費 (千円)	うち基金
13	改	自立支援型ケアマネジ メント推進事業	介護支援専門員の医療職等の多職種との連携・協働を支援するとともに市町村のケアブラン点検を支援することで高齢者の自立支援に繋がる適切なサービスの提供及び介護給付費の適正化を図る。	県(県介護支援 専門員協会に 委託)	研修受講者数 600名	3,338	2,243
14	継		認定介護支援専門員が県内の居宅介護支援事業所 等を訪問の上、個別に相談及び助言に応じ、実働す る介護支援専門員の課題の整理及び解決策の検討 を行う。	県介護支援専 門員協会	介護保険施設等訪問件数 200件	2,472	824
15	継	介護支援専門員スキル アップ事業	国の新たなガイドラインに沿った研修企画・実施・評価、及び効率性・実効性の高い研修の実施方策を検討するとともに、主任介護支援専門員のリーダー養成のカリキュラムを検討・実施するため、行政や職能団体等で構成する「宮崎県介護支援専門員研修向上委員会」の運営を支援する。	県(県介護支援 専門員協会に 委託)	研修向上委員会開催回数 2回 作業部会開催回数 4回 リーダー養成件数開催回数 10回	3,726	3,726
16	改	認知症介護研修事業	介護実務者や指導的立場にある者への認知症高齢者介護に関する実践的研修の実施や認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等に関する研修を実施することにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談窓口を設置することにより、若年性認知症の方や家族の方が医療・福祉・就労の総合的な支援をワンストップで受けられる支援体制を構築する。	県(県介護福祉	①認知症対応型事業開設者研修 40名 ②認知症対応型サービス事業管理者研修 140名 ③小規模多機能型サービス等計画作成担 当者研修 70名 ④認知症介護指導者フォローアップ研修 3 名 ⑤認知症介護基礎研修 170名	13,690	2,643
17	改	認知症地域支援体制整 備事業	認知症の状態に応じた適時適切な支援体制の構築のため、高齢者が日頃より受診するかかりつけ医等が、適切な認知症診療の知識及び技術を習得するための研修等を実施するとともに、市町村が設置する認知症初期集中支援チーム員の運営や認知症地域支援推進員の活動の推進及びネットワークを強化するための研修並びにチームオレンジの運営等に係る研修を実施することにより、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けことができる社会の実現を図る。	県(県医師会等 に委託)	①かかりつけ医認知症対応力向上研修 200名 ②医療従事者向け認知症対応力向上研修 200名 ③認知症サポート医フォローアップ研修 400名 ④歯科医師認知症対応力向上研修 80名 ⑤薬剤師認知症対応力向上研修 100名 ⑥看護師認知症対応力向上研修 100名 ⑦みやざきオレンジドクター普及啓発事業 50名	7,552	7,552
18	継	地域包括ケアシステム 体制強化支援事業	地域包括ケアシステム業務支援員を配置し、市町村に対してケアマネジメントカ向上支援、地域ケア会議への専門職(薬剤師等)派遣及び全体研修を実施する。	県	①業務支援員による相談・支援件数 50件 ②研修会回数・参加者数 1回・100名 ③専門職派遣件数 150件	10,230	4,950
19	改	成年後見制度利用促進 事業	成年後見制度の担い手を育成することにより、市町村が行う法人後見の活動を支援すると(委託)とともに、市町村、社会福祉法人等が行う広域的な法人後見受任体制整備、普及啓発活動に対し補助する(県単補助)。	県(一部県社協 に委託)、市町 村等	①市民後見人養成研修修了者数 30名 ②法人後見支援員フォローアップ研修受講 者数 30名 ③法人後見専門員研修受講者数 20名 ④広域的な法人後見受任体制整備に向け た研修、検討会等の実施地区 2地区	10,393	10,393
20	継		介護職員等を対象に、自らキャリアパスを描き、その 段階に応じて求められる能力を習得させるための研 修を実施する。	県(県社協に委 託)	①初任者コース受講者 250名 ②中堅職員コース受講者 300名 ③チームリーダーコース 250名 ④管理職員コース 50名	4,434	4,434
21	継	社会福祉研修センター 運営事業(OJTスキル 研修)	介護事業所等の中堅職員やチームリーダーを対象に、OJTスキルを学び、マネジメント能力やコーチングスキルを身につけるための研修を実施する。	県(県社協に委託)	①OJTスキル基礎研修受講者 160名 ②OJTスキル実践研修受講者 40名	834	834
22	継	介護ロボット体験・普及 促進事業	介護サービス事業者への介護ロボットの効果的な導入を支援するため、県福祉総合センターの福祉用具展示場に介護ロボットを実際に体験できるコーナーを設置するととともに、介護サービス事業者に一定期間無償で貸与する。	県(一部県社協 に委託)	展示場を利用し、介護ロボットを導入した事 業所数 年間45か所	3,729	3,729

## 令和3年度 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)事業

【宮崎県】

		事業名	事業概要	事業主体	事業の目標	R3 事業費 (千円)	うち基金
23	継	労働環境改善に向けた 介護ロボット導入支援 事業	介護ロボット導入の先進事例や導入効果を紹介するセミナー・先進事例見学会を開催するとともに、介護施設等において、感染拡大防止対策等の業務負荷を軽減するため、介護ロボットの導入等を支援する。	介護サービス 事業所、県	特別養護老人ホームにおける何らかの介護 ロボット導入率 令和4年度までに100%	100,239	100,239
24	継	介護事業所における ICT導入支援事業	介護事業所におけるICT化を抜本的に推進するため、 ICTを活用して介護記録から請求業務まで一気通賞し て行うことができるよう、介護事業所における介護用 ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用に対して 助成する。	県	補助事業所数 40事業所	24,000	24,000
25	新	外国人介護人材確保対 策事業	外国人材採用を検討している介護サービス事業者向けに、具体的な外国人材採用方法や不安解消に関するセミナーを実施するとともに、外国人材を受け入れる介護事業所に必要な機材の購入や研修の実施に要する経費等への補助を行なうことで外国人材の定着を支援し、より多くの介護人材確保を図る。	県	外国人介護人材受入セミナー受講者100 名及び外国人介護人材受入施設等環境整 備事業利用16事業所	3,206	3,206
26	新		中学生を対象に、福祉系高校と連携して介護の魅力 発信やVR技術による認知症疑似体験、介護ロボット 体験、高校生による介護技術レクチャーを実施する。	県	アンケート結果で、介護に関する興味、関心を持った割合、介護の仕事をやってみたいと感じた割合が体験後20%アップ。	1,591	1,591
27	新	新人介護職員定着支援 事業	本県の将来を担う介護人材の定着を図るため、新人介護職員のモチベーション向上及び交流機会の創出や、各介護事業所・施設における新人育成担当者向けの研修を実施する。	県(民間委託)	本県における介護職員の採用後3年未満の 離職率 61.4%→50%	5,137	5,137
28	新	介護サービス継続支援 事業	介護サービス事業所等で感染者が発生した場合でも、継続してサービスを提供できるよう、かかり増し経費の補助や緊急時の応援職員派遣調整等を実施する。	県(一部老人保 健施設協会等 に委託)	新型コロナウイルスが発生した事業所の緊急時に必要なかかり増し経費を支援することで、継続した介護サービスを確保することができ、要介護高齢者などへの安心につながる。	112,409	112,409
29	新	介護福祉士等養成·確 保特別対策事業	福祉系高校の学生や他業種から介護職へ転職する 人を対象とした返済免除付き貸付事業を実施する。	県社会福祉協 議会	※事業費積算根拠 ①福祉系高校修学資金貸付 140名(各学年の在籍人数の平均)×3学年 ②介護職就職支援金貸付(介護分野) 15 名(令和元年度に福祉人材センターを通して就職した者の数162名のうち約1割)	151,985	151,985
			計			544,357	525,027

No. メ	ニュー区分	提案者	事業名	事業目的	事業提案
				平成25年6月に、厚生労働省より「職場における腰痛予防対策指針」	(1)事業主体 県 (県介護福祉士会に委託)
資	質の向上	県介護福祉士会	介護現場で使える介護技術〜安全・ 安楽な介護技術の習得〜	の改訂版が発表された。利用者を守る事、そして自分自身を守る事は 介護職員にとって重模する者自となっている。また、予能技術や造具 (用品・用具)の進歩などにより、介護技術は変化している。そこ で、基本的な介護技術を、福祉用表を使用した介護技術をそれぞれ段 應約に習得してもらえるカリキュラムを提供することで、現任の介護 業務従事者の定着に繋げるとともに、潜在介護福祉士の技術の再確 認・再就業を促進したい。	(2) 対象者 介護業務従事者・介護事業所就職希望者 (3) 内容 ①スライディングボード・シートを使用した介護技術(1日) ②介護リフト・介護ロボット体験講座(1日) ③介護技術出削講座(30施設)
資質	質の向上	県介護福祉士会	介護人材キャリアアップ支援事業	高齢化が進む日本において、介護現場では医療行為を必要とする高齢者が年々増えており、介護保事が利用者の身体状況の把握や状況判断を求められるなど、医療的な知識の習得が必要となってくる。さらに、近年、高齢者のケアにて、医療的技術のサポートを求められる事もあり、知識のみならず介護従事者の技術力も求められている。この研修は、このような状況の中で介護従事者が行える医療行為について、正しい知識と技術を学ぶ事を目的とする。	(1)事業主体 県(県介護福祉士会に委託) (2)対象者 介護業務従事者・介護事業所就職希望者 (3)内容 介護職経験者・介護業務就業希望者向け産学・実技 講座 2回開催/年
資質	質の向上	<b>県介護福祉士会</b>	利用者にやさしい明日からでもでき る排痰研修	現在、宮崎県においても介護職員のための「排痰吸引研修」が開催されております。しかし、この研修に参加できる人数は振りればいた。 上、利用者の重度化や溶板の別の有資格者不足により、抗健施設は常に不安を抱き介護業務を行っております。 このような現状を軽減することを目的に、この研修においては高度な 技術や機器を用いることなく、全ての介護従事者が利用者に安心して 寄り添うための「排痰の方法」や「未然に痰を防ぐ方法」と講義・演 習にて習得いただき、排痰のケアが起因となる介護業務への不安や悩 みを解消・軽減する事で、離職者の減少や有資格者の就業を促す事を 目的としております。	<ul><li>(1)事業主体 県 (県介護福祉士会に委託)</li><li>(2)対象者 介護業務従事者・介護業務所就職希望者 (3)内容 介護経験者、介護業務就業希望者向け座学・実技講座</li></ul>
資質	質の向上	果介護福祉士会	介護場面におけるICT等活用の現 状と課題対応研修会 ~ストレスフリーな職場を目指して ~	2025年を目前としさらなる高齢化の進展が予想され、その担い手である医療・介護從事者の確保が襲撃となっている。 近年、介護職場には多様な人材が従事しており、「介護技術」「認知 症の知識」に加え、介護場面における記録のペーパーレス化等のIC T化など、新たに多くのスキルを求められている。 この研修においては、介護サービスに従事する介護職の安定的な確保 に向け、新たに求められる対論、スキルを学び休録習得することで、 介護業務における不安を解消するとともに、介護職員に IC T導入に よるストレス体験を発表いたさき、現状を解消するが生を学ぶと で、働きやすい労働環境を整備し離職率を減らすことを目的としてお ります。	(1)事業主体 県 (県介護福祉士会に委託) (2)対象者 介護業務従事者・介護事業所就職希望者 (3)内容 (2)ICT導入によるストレス回避について (2)ICT導入によるストレス回避について
資質	質の向上	諸塚村	介護人材育成事業	県内では、介護人材が不足しており、その資格者も不足しています。 現在の介護保険事情は、基本給付から加算方式に変更されたために、 資格者がいないと加算も利用できず、施設運営にも大きな影響を未しています。また、介護科を卒業した高校生や専門学校生がいきなり介 健の現場に就験をし、学校で習得した介護技術の相違や/内閣関係に移 折し離職問題についても大きな問題です。この超高齢化社会におい 大郎の表情にある。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎の表情になる。 大郎のなる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 た	介護資格取得及び介護技術向上に係る人材育成に対し体系化を行う。 (1)介護 (2) 認知症基礎 (3) 認知症介護技術 (4) 福祉全般資格取得
資質	質の向上	串間市	介護支援専門員研修会	市内の介護支援専門員の高齢化 (50歳代以上が55.2%) に伴い、現在の介護支援専門員の人員では介護保険サービスが利用できなくなることが懸念されるため、資格研考を増やし、介護支援専門員の確保・後継者育成に向けての支援を行うため研修会を実施する。	介護支援専門員実務研修受講試験に対する研修会及び模擬試験を実施する。 (1)実施主体 申間市 (2)対象者 申間市内に勤務し、資格取得後は介護支援専門員として 働く意思のある者。なお有資格者で今一度学びたい者も受講できるもの とする。 (3)内容 介護支援専門員実務研修受講試験に必要な内容を4回に 分けて研修し、最終回に模擬試験を実施する。
***		県老人福祉サービ ス協議会	オール宮崎ひなたの介護フェア準備 事業	少子化・高齢化がますます進み、介護人材が今後長期にわたって不足することは明白であり、そういう中で、いかに広く県民に介護の魅力を知ってもらい、介護関連の仕事に興味関心を持ってもらうかが、今後の介護人材の確保のためにはきわめて重要である。そこで、官民協働で介護フェアを開催し、介護のおもしろさ、奥深さ、やりがい、課題、また、行護関連産業の会様と、得来性等を県民に知ってもらい、従来の介護に関するマイナスイメージを払拭するきっかけとする。	現在、県主催の介護フェアが毎年開催されている。県老サ協では、毎年 県大会が開催され、着名な講師による講演や県内各施設の実践研究発表 が行われている。介護福祉士養成専門学校においては、学生による演習 発表等が行われている。福祉機器業者は単独で施設に対してデモを行っ ている。これらがはらばらに、お互いほとんど影響を与えることなく行 われているので、こうしたが護関連のあらの関係者が一堂に会し、限 民の老若男女も参加して、オール宮崎の介護フェアを開催する。その準 備事業。
***	入促進	県老人福祉サービ ス協議会	外国人介護労働問題対策本部設置事 業	少子化・高齢化がますます進み、介護人材が今後長期にわたって不足することは明白であり、そういう中で、外国人労働・実習の問題は避けて通ることができなくなっている。既に外国人を受け入れている事業所もあり、今後は県内において外国人雇用に関する格差が生じてくる可能性がある。また、宮崎県と他県との間に格差が出てくることも十分あり得る。そういう中で、個々の事業所がやれること、業界団体がやるべきこと等、中長期的な視点で対策を構築する必要がある。そのために官民協働の対策本部、ヘッドフォーターを設置する。	宮崎県における外国人による介護労働・実習について、課題と対策を研究・調査し、提言するための対策本部、ヘッドクォーターを官民協働で立ち上げ運ぎする。 (1)事業主体 県と関係諸団体との協働 (2)内容 県と関係諸団体が定期的に会合し、制度的な情報・先進県の情報等の共有、民間の外国人党人団体からのヒアリング、外国人本人へのインタビューなどを行い、講習会の企画、必要によっては外国への視察出張を行う。
		県老人福祉サービ ス協議会	ICTを活用した労働環境改善事業	高齢者介護施設での介護離職や労働者不足は深刻であり、危機を乗り 切るにはビジネスモデルの転換が欠かせない。介護現場では紙ベース の記録作業と旧態様の業務からくる疲労感が終く習慣を一新し、ワク ワク感、達成感、ケアの質感向上の3つを重点にした携帯端末デジタ ル化を導入する。 こうしたモデル的な取組を行い、新しい就労形態によるビジネスモデ ルを県内の施設に示すことにより、人材確保や定着への支援につなが るように各事業所に広げていく。	施設内にWiFi環境を整備するとともに、ICT機器・ソフトウェア等の 導入を行う。 例えば、利用者にはQRコードを設定し、職員がスマホサイズの携帯端 末機器を持ち歩くことにより、ケアを行う度に瞬時に利用者情報を記録 することができるようにしたり、パソコンには基本情報に加え、利用者 の姿勢・生活歴・経療情報・コミュニケーションも一元的に管理される ようなシステムを構築する。さらに、データを分析し、ケアブラン、ケ ア指針、介助のコツ等の効率化や付加価値の高いサービへが提供につな げることで、職員の意識が変わり新たな介護現場が動き出すことにつな がる。 このような取組を県内施設でモデル的に実施し、他の施設にも周知する ことで労働環境の改善につなげる。
		県老人福祉サービ ス協議会	介護支援デジタルシステム導入ド キュメンタリー制作事業	高齢者介護施設の労働者不足は深刻であり、危機を乗り切るにはビジネスモデルの転換が欠かせない。介護支援デジタルシステムを導入した施設において、記録作業のデジッル化とデータの利活用、そいかがかの質の向上につながり、職員の意識の変化をもたらしたという例が出てきている。この経緯をドキュメンタリーとして映像化することにより、この経験を施設間で広く共有すると同時に、学校や職場説明会等で活用することにより、介護人材確保や定着につなげる。	・ 介護支援デジタルシステムを導入する前と後でどのように介護現場が 変わったかを、プロの製作会社を入れて映像化する。 ・出来上がった映像作品を小中高の学校に配布。また、介護福祉士養成 専門学校にも配布する。職設明会でも活用する。 ・テレビ放送でも流し、一般の人達が介護に対して持っているマイナス の固定観念を一新する。

資質の向上	都城市北諸県郡医 師会	認知症ケアに携わる人材育成のため の研修事業 介護従事者の「認知症ケア・オーラ ルフレイルサポーター養成講座」	ある。そして、認知症高齢者の基本的ニードである「食」への00Lを保 つ支援を充実させ、食べる喜びをともに実態できることは、介護従事 者のモチベーションを高める。また、認知症高齢者に係る現場の課題 は多く、チームで対応策を導き出すプロセスや学びを生かした実践報	認知症ケア オーラルフレイルサポーター養成講座  (1) 事業主体:般社団法人 都城市北諸県郡医師会 (2) 対象者:介護従事者、潜在介護福祉士 (3) 内容:認知症高齢者に係るオーラルフレイルに焦点を当て、専門的知識・技術・慰技を習得し、QQ しの視点から「おいしく食べる」を支えるも講座を開する。講師陣に専門職を配置し、医療と介護の連携の必要はの場合を開発して、BM の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
介護従事者の確 保	一般社団法人宮崎 県介護支援専門員 協会	介護支援専門員に係る研修のオンラ イン化事業	ひっ迫する大きな要因となっている。 そのような現状の改善を図るために、身近な会場での受講が可能と	介護支援専門員に係る法定研修等にオンライン研修を導入する。 (1) 二次医療圏域ごとに研修会場を設置(メイン会場・6つのサテライト会場) (2) メイン会場とサテライト会場をオンラインでつなぎ、決まった日時でサテラ (大会場にメイン会場からライブ配信 (3) 各会場からの意見などを共有できるよう、会場すべてを双方向にオンライン通信 (4) 各会場に機器準備・操作スタッフを配置
	宮崎県地域包括・ 在宅介護支援セン ター協議会	地域包括・在宅介護支援センタープ ラットフォーム事業	地域包括・在宅介護支援センターの業務における書類の作成時間の 占める割合は非常に高く、日中の相談業務後にその作業を行うことも 多く、職員の具担感の増立、しいては離職へとつながることが考えられる。 介護従事者の確保のために県内の地域包括・在宅介護支援センター で統一した書式を導入し、タブレット等の端末を導入することで文書 作成時間の削減及び職員の本来業務への優先的な時間配分を実施し、 離職防止につなげる。	※県が中心となり、市町村担当課と書式統一の有効性のコンセンサスを 形成し、以下の作業を実施する。 ①先進的な市町村の地域包括・在宅介護支援センターの職員を中心に作 東の作成を行う。 ②上記と平行し、システム業者とソフトの協議を行う(担当・県)。 ③対象者が引っ越しなどで市町村をまたいで移動した際にも市町村間で 基本情報の共存を行えるシステムにする。 ④システム完成後は、タブレット等の端末を事業所へ配布し、操作方法 等の研修会を実施する。

## 提案様式

令和4年度 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案(介護従事者確保)

	団体(法人)名							
事	所属							
事 務 担 当 者	氏名							
担当	電話番号							
者	E-Mailアドレス							
	提案事業名							
団体	本(法人)内優先順位							
	事業区分	介護従事者の確保						
	事業目的							
	事業概要							
	事業費積算							
	事業主負担内容							
	事業目標(効果)							
	事業期間							
Ę	<b>事業実施準備状況</b>							

# <記載例>

## 〇年度 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案(介護従事者確保分)

- ・適宜、行幅を広げるなどして、できるだけ具体的に記載してください (複数ページになっても構いません。)・参考となる資料や見積書などある場合は、別に添付してください。

団体(法人)名	〇〇法人 宮崎県〇〇会
事務担当者所属	OO課
″ 職·氏名	00課長 00 00
<b>" 電話番号</b>	(0000)-00-0000
" E-Mailアドレス	••••@••••.jp

提案事業名	〇〇〇〇事業
団体(法人)内優先順位	第1位
事業区分	介護従事者の確保
事業目的	県内では介護職員が不足しており、就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控えた中高年齢層など多様な人材層に働きかけ、介護職員のすそ野を拡大する必要がある。 そのため、就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控える中高年齢層等をターゲットにした介護未経験者向けの講座を開催することにより、介護分野への多様な人材層の参入を促進する。
事業概要	介護未経験者向け就業実践講座を開催する。 (1)事業主体 県(県〇〇〇会に委託) (2)対象者 介護未経験者の方(主婦層、中高年齢層) (3)内容 介護未経験者向け座学講座 (介護保険制度、介護の基礎知識のほか、介護技術等の習得を目指す講座)
事業費積算	〇年度 15, 200千円(県〇〇〇会)への委託料) ※参考資料として見積書別添
事業主負担内容	事業主体は県であるが、県〇〇〇会が事業実施に係る事務担当者 の人件費を負担。
事業目標(効果)	就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控える中高年齢層等をターゲットにした介護未経験者向けの講座を開催することにより、介護分野への多様な人材層の参入を促進し、介護職員の増を図ることができる。
事業期間	〇年度以降(毎年度)
事業実施準備状況	継続事業として毎年度実施されており、講座の講師やカリキュラムなど事業実施に係る運営体制が確保されている。